



AIを発明者とする 特許登録の現在地

「DABUS出願」に関する論文の批判
的検討と2026年最新グローバル動向

A Critical Review & 2026 Legal
Update for IP Professionals

Executive Summary: 本資料の目的と4つの柱



1. DABUS論文の価値 (The Baseline)

18法域の手続経過を統一用語で整理した原論文の圧倒的な資料的価値を再評価。



2. 中核データの事実訂正 (The Diagnostic)

南アフリカ、ドイツ、スイス等に関する致命的な手続・日付の誤認を修正。



3. 分析枠組みの再構築 (Concept Clarification)

「3つの次元」の混同と「AI vs 人」のゼロサム誤謬を紐解く。



4. 実務への示唆と最新動向 (The Update & Prescription)

最新のUSPTO改訂や欧州・日本の最新判決に基づく、2026年現在の具体的な出願戦略。

The Baseline: 18法域を網羅した原論文の「圧倒的な資料的価値」

Main Concept: 争点「AIが発明者になれるか」に関する国際的な足並みを可視化した功績。



Key Strengths

- ✓ 手続段階の網羅性：出願審査から最上級審までを追跡。
- ✓ 手続用語の統一：「却下」「不服申立て」等、比較可能なフォーマットへ標準化。
- ✓ 「次の問い」への接続：日本実務に即し「人の関与の程度」へ論点を移行させた点。

Critical Corrections: 結論を左右する中核データの実事訂正

原論文の記載	Actual Legal Fact (一次資料)
South Africa 2024年6月24日に特許登録 🕒	2021年7月28日に付与（唯一登録に至った重要事例の年号誤記）⚠️
Germany 最上級審で却下確定 🕒	却下決定を取り消し、「自然人指定による出願手続の継続」が確定（BGH 2024年6月決定）⚠️
Switzerland 出願審査中（2025年1月時点） 🕒	拒絶処分に対する不服申立てが係属中（その後、2025年6月に連邦行政裁判所が自然人指定での審査続行を命令）⚠️

Analytical Flaw: 「特許登録の可否」に含まれる3つの次元

なぜドイツの事例が「例外」のように見えてしまうのか？



(i) 発明者指定の方式要件

問い: AI自体を発明者欄に指定できるか？

結論: 全法域で不可 (BGHもスイスも明確に否定)。

(ii) 実質的な発明者認定

問い: AIを利用した自然人は発明者と認められるか？

結論: 自然人指定による出願継続は可能 (独・スイスが容認)。

(iii) 特許要件 (新規性・進歩性等)

問い: その発明自体は特許に値するか？

結論: 次元(i)(ii)の手続継続とは別問題として留保される。

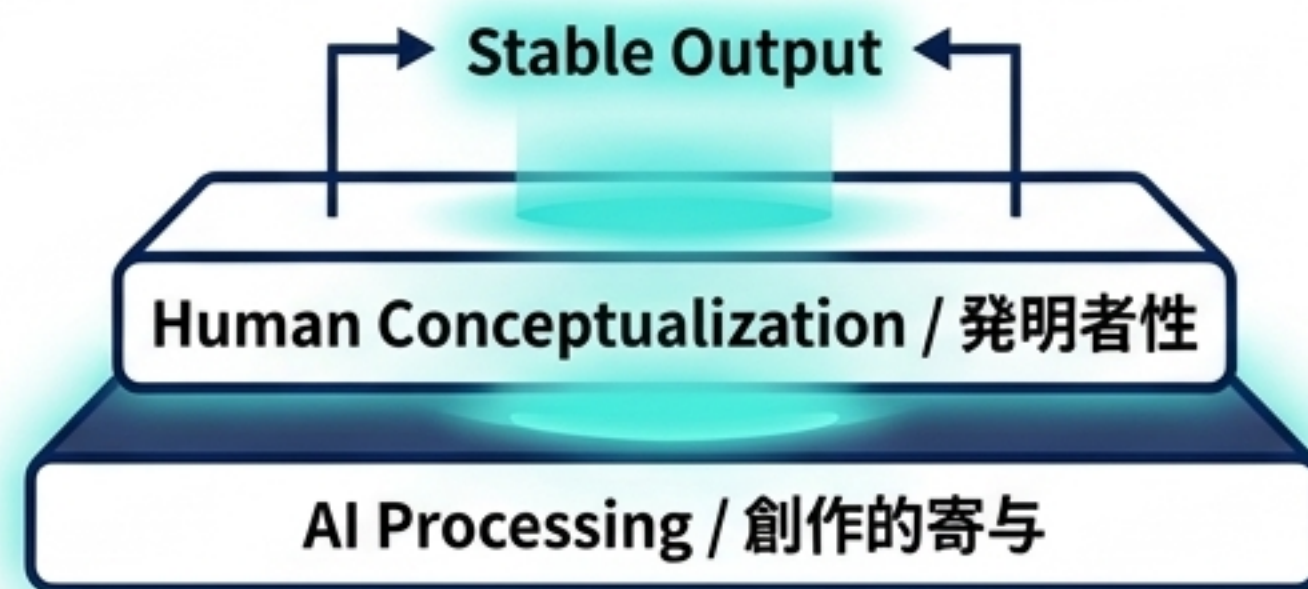
The “Zero-Sum” Fallacy vs. Coexistence (共存モデル)

原論文の前提: ゼロサムの誤謬



「AIの寄与が大きければ、自然人を発明者として評価できない」という二項対立。

BGH / EPO審判部の見解: 共存モデル



「AIによる創作的寄与」と「自然人の発明者性」は**完全に併存し得る**。

BGH明言：「AIシステムが本質的な寄与をしたことは、**少なくとも一人の自然人が発明者であるという想定と矛盾しない**」。

Cross-Jurisdictional Matrix: 各国判決に共通する3つの論理構造

単なる結論の一致ではなく、「判断理由の共通性」こそが世界的な徴候である。

	Japan (知財高裁)	UK (最高裁)	EPO (審判部)
① 法文の文言解釈 (Statutory Wording) 「inventor」「individual」「発明をした者」は自然人を指すという厳格解釈。	✓	✓	✓
② 権利能力の連鎖 (Capacity for Rights Transfer) 権利の発生・帰属・移転には、法的な権利能力を持つ主体が不可欠。	✓	✓	✓
③ 司法の自制 (Judicial Restraint) 「AIを保護対象に含めるか否かの政策判断は立法府に委ねるべき」という基本姿勢。	✓	✓	✓

Paradigm Shift: USPTOガイダンスの全面撤回 (2025年11月)

論文が前提とした米国基準は消滅し、新たな実務基準へ移行。

2024 Framework - Outdated

自然人の「重要な貢献(Pannu要素)」でAI利用を評価。

2025 Framework - Active

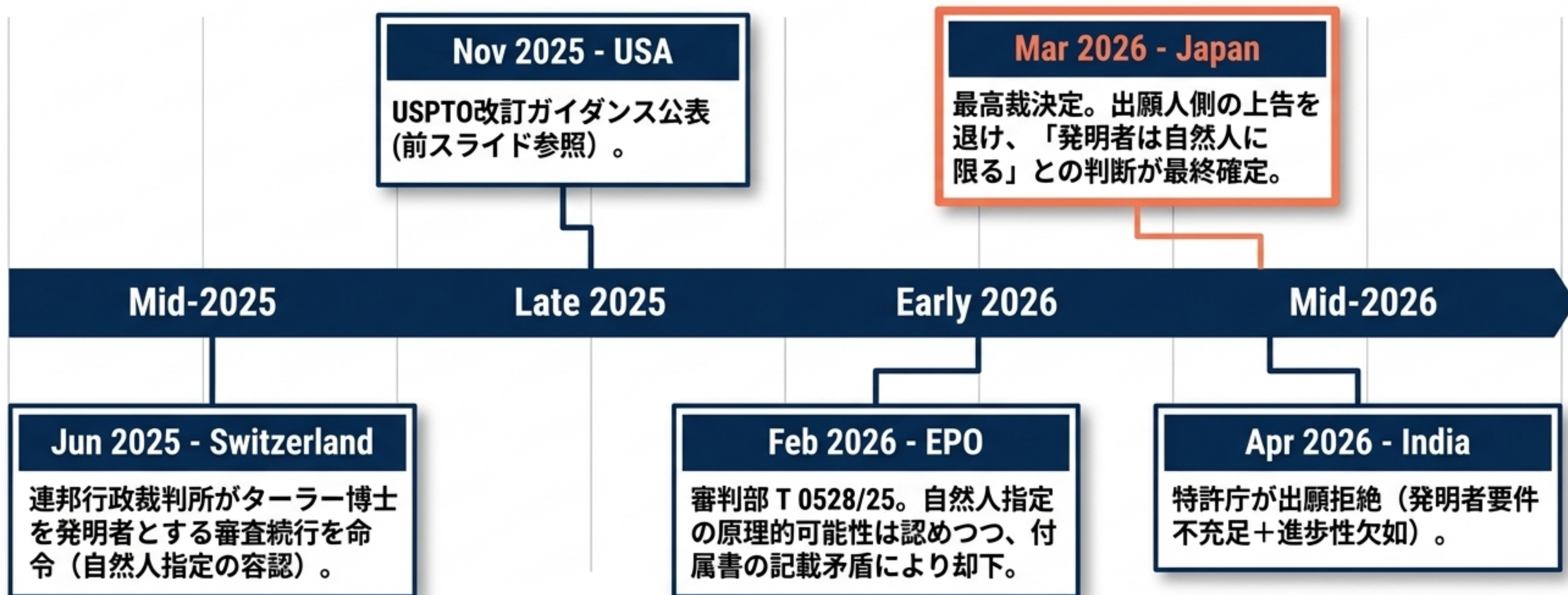
① AIは単なる「道具 (Tool)」として位置付け。

② Pannu要素（共同発明者の基準）の適用撤回 （単独自然人+AIの場面）。

③ AI利用の有無を問わず、同一の「着想 (Conception)」基準を一律適用。

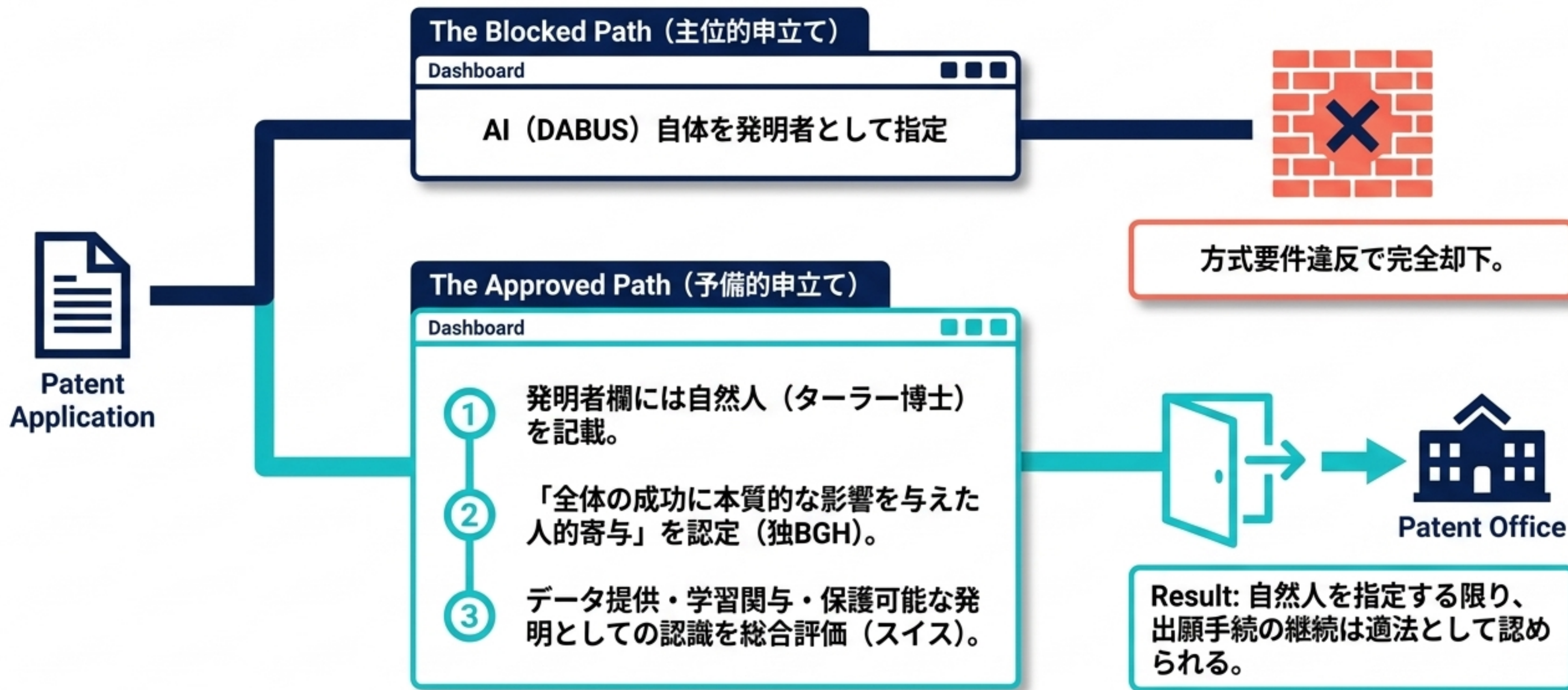
Post-Cutoff Global Timeline (2025–2026)

論文調査基準日（2025年1月）以降に確定した決定的な世界的動向。



The Swiss & German Exception: 適法とされた「手続の継続」ルート

「AIを発明者とできない」 = 「特許が取れない」ではない。



Practical Takeaway 1: 発明者欄にAIを絶対に記載しない

Rule: 国際的な出願実務において、AI自体を発明者として指定することは一切認められない。

International Patent application

INID code → (72) Name of Inventor

DABUS (AI)	
Stephen Thaler (Human)	

Alert Panel

The Risk:

- ❗ USPTOの改訂ガイダンスは、「AIを発明者として記載した外国出願を基礎とする米国優先権主張出願」に対して厳しい取扱いを示唆している。

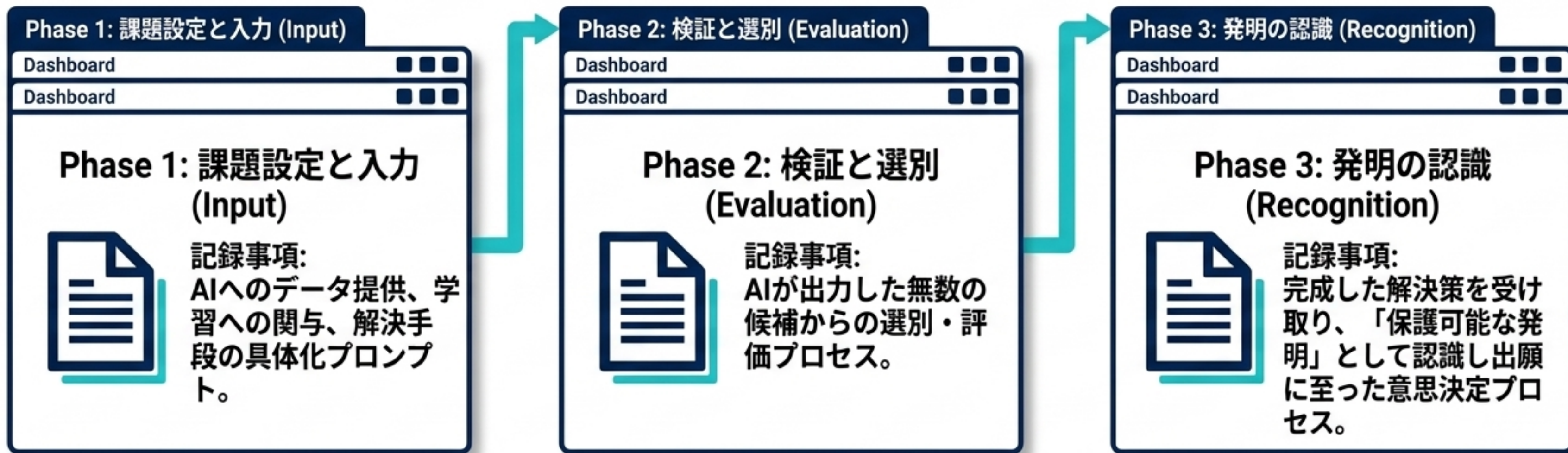
Action:

- ✅ 日本出願時の発明者記載（誤ったAI指定）が、各国移行段階で致命的な方式違反として波及するリスクを遮断すること。

Practical Takeaway 2: 人の寄与を「事実在即して」記録する

BGH及びスイス連邦行政裁判所の認定基準に基づく立証スキーム。

R&D Audit Trail



Takeaway: 事後的な捏造ではなく、開発体制として「人の実質的関与」のログを残す仕組みが必要。

Practical Takeaway 3: 「AIによる生成」付記の致命的リスク

良かれと思った補足記載が、発明者指定を「不明確」にする。

German BGH（条件付き容認）✓

発明者記載欄に「人工知能DABUSに発明を生成させた」と付記することは「法的に無意味な付加」として許容。

しかし、明細書冒頭への追記は補正制限定違反等で不可。

EPO T 0528/25（厳格な拒絶）✗

「機械DABUSが発明を着想した」旨の付属書を提出した結果、様式の記載と矛盾し「指定が不明確」として審判請求を棄却。

Action: 不要なAIアノテーション（付記）は方式拒絶のトリガーとなる。

Practical Takeaway 4: 「自律的AI発明」を主張する自己矛盾リスク

AIの能力を誇張することが、特許権発生の根源を破壊する。



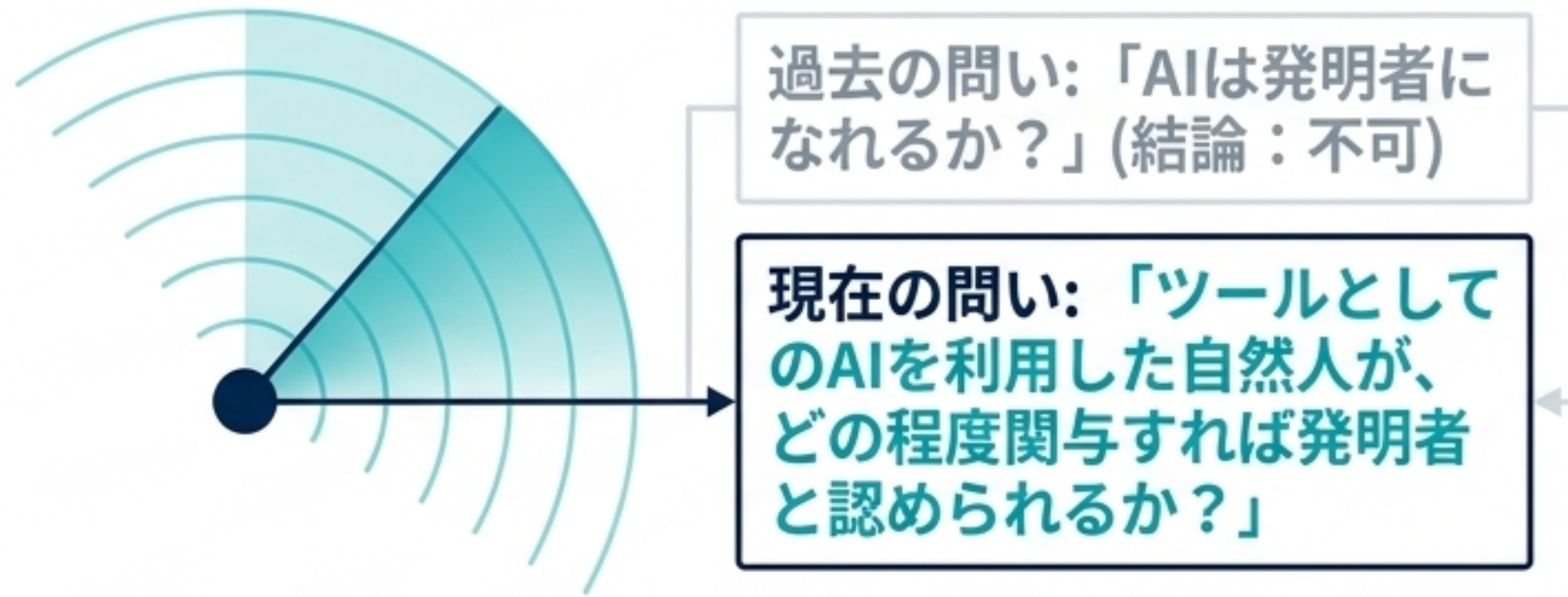
The Legal Threat (日本・知財高裁):

日本の裁判所は「発明」の主体論に踏み込んでいる。自然人の関与を完全に否定する出願（＝AIが自律的に発明したという主張）は、方式要件の違反にとどまらず、「特許を受ける権利の発生自体」を危うくする。

Action: 企業が研究開発でAIを高度に利用する場合ほど、「自然人がいかに関与したか」を法的に説明できる状態を維持しなければならない。

Conclusion & Future Outlook: 新たなパラダイムへ

The Shift



監視すべき動向 (Monitoring the Horizon)

- 日本: 産業構造審議会 知的財産分科会 (特許制度小委員会) での「AI技術の発達を踏まえた制度上の対応」の帰趨。
- 司法の限界: 各国裁判所が「立法政策上の検討に委ねた領域」での法改正の動き。

Final Takeaway: AI時代のIP戦略は、AIの自律性を証明することではなく、
「人とAIの協働」をいかに法的にデザイン・記録するかにかかっている。